

豊かな生活を応援する介護マガジン～福祉レクのすすめ(^o^)  
第3号 2006.1/5

福祉レクリエーションワーカーのニコニコです  
老人病院でのリハビリ 在宅のケアマネージャー、デイサービスセンター  
の管理者を経験してきた私が 蓄積してきた介護のノウハウをメルマガで  
紹介します。どうぞよろしくお願ひします。  
介護の専門職はもとより一般の方でも楽しめる内容を目指しています。  
どうぞよろしくお願ひします。

新年あけましておめでとうございます。  
気が付けば3ヶ月発行さぼっていました。こんなことではいけないと思い  
気持ちも新たに発行を続けていきたいと思います。  
昨年は私ごとですが、独立開業というおおきな勝負をうってでた年でした。  
いまだ、苦戦中で、利用者依頼が無く 苦しい状況が続いている状況ですが  
今年は、介護保険の改正の年でもあり、ひとつチャンスだと思っています。  
常にポジティブな気持ちで今年も引き続き笑顔でがんばっていきたく思っ  
ています。  
今後とも応援よろしくお願ひします。

目次  
福祉レクリエーションワーカーが活躍する現場  
今さら誰にも聞けない基礎から介護保険  
次回予告

#### 福祉レクリエーションワーカーが活躍する現場

私は、ケアマネージャーとして仕事をしていますが、  
福祉レクリエーションワーカーでもあります。  
でも、この資格 養成方法やカリキュラムは充実しているのにあまり認知されていません。  
これからの福祉や介護を担う人材には必要不可欠な資格だと思ひうのですが。  
特に高齢者介護では来年の介護保険法改正に、軽度者への予防という概念が含まれます。  
介護予防の概念を持ち合わせ、早くから取り組んでいるのはこの「福祉レクリエーションワーカー」  
です。ぜひ一人でも多くの方がこの資格に興味を持ち同じ思いを共有していただけたら幸いです。

(福祉レクリエーションワーカーが活躍する現場①)  
福祉レクリエーションワーカーが活躍している主な現場として、高齢者関連施設があります。  
介護保険の関連施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 療養型病院  
認知症対応型共同入居介護(グループホーム) 特定施設入所介護(有料ホームなど)  
在宅サービスとして通所介護(デイサービス) 通所リハビリ(デイケア) 訪問介護など  
多岐に渡っています。  
特に3施設や通所介護、通所リハビリでは、施設プログラムにレクリエーションが組み込まれており  
まだ、活躍の場が広がっています。  
しかし、ほとんどの現場では、レクリエーションが上手に出来る人という認識しかないのも  
事実です。熱心にされている施設もありネットで公開されているのもあるので一部ですが  
紹介させていただきます。

[http://www.acommy.com/egao/totugeki\\_f/030917\\_1.html](http://www.acommy.com/egao/totugeki_f/030917_1.html)  
成城ケアセンター

<http://www.takinouarigatou.com/Kea/Frames/frame1.html>  
多機能地域ケアホームありがとう

<http://www2.mahoroba.ne.jp/~l/support/>  
奈良ライフサポート

その他  
<http://www.tsuusho.com/index.html>  
日本通所ケア学会

<http://www.f-rec-net.gr.jp/>  
全国福祉レクネットワーク

次回は「福祉レクリエーションワーカーが活躍する現場2」をお送りします。  
お楽しみに。

今さら誰にも聞けない基礎からの介護保険2

(介護保険の利用の仕方①)

ある日突然、介護が必要になってきます。最近、よくこけてけがをする。体調が悪く、病院や家族にお世話になりっぱなし、などなど あなたも身に覚えありませんか。そんな時に、介護保険を利用します。介護保険を利用するには、まず申請が必要です。その前に、チェックあなたは、65歳以上ですか→申請できます。40歳以上→条件付きで申請できます。あなたは、かかりつけ医がありますか。かかりつけ医がある場合→申請OKです。かかりつけ医がない場合→自分で見つけて受診するか窓口の市区町村で相談してください。申請にあたり、かかりつけ医の意見書が必要になってきます。かかりつけ医がある場合は、事前に医師に相談してください。申請がスムーズに行えます。介護保険証を用意ください。65歳になった時に市区町村より発行されています。もし、見あたらない場合は、再発行の手続きをとってください。(意外となくしている方が多いです)私が出会った方で、届いたときに必要がないと決め込み捨ててしまっている方もいました。大事な物なので決してマネしないでください。最後に念のため印鑑も用意しておきましょう。(認めでいいです)では、いよいよ申請です。でも、市区町村の役場って広いですよ。めったに来なければ迷子になりそうなおところもあります。介護保険の場合、窓口にわかりやすく「申請窓口」と記載していると思います。また、別の庁舎にある場合もあるのでわからなければ、職員に尋ねてみてください「介護保険の窓口はどこですか？」親切に教えていただけたらと思います。いよいよ窓口に着です。申請用紙をもらって必要事項を記入します。その際、今何に困っているのか、担当の職員に伝えましょう。申請用紙の書き方もわからなければ職員に聞きましょう。記入した申請用紙、介護保険証を職員に渡して、申請は終了です。つづく

お楽しみに

---

#### 編集後記

年が明けて、いよいよ今日から仕事開始、年末バタバタでいろいろ業務ほったらかしになっているので大変だ。正月は子供といっしょに寝正月していました。気が付けばもう年が明けて5日も経過しているなんて・・・  
休みはあつという間ですね。食っちゃ寝の生活だったのでまた肥えたかも・・・  
では、第4号もよろしくお祈りします。

ご意見ご感想随時募集しています。

読者の皆様とともに作り上げていきたいと思っていますのでぜひ投稿よろしくお祈りします。

---

#### -----発行等-----

あなたは楽しんで介護していますか  
～福祉レクリエーションのすすめ～

介護福祉情報サイト にこにこ  
ご意見ご感想はこちらに [info@nikonikoweb.com](mailto:info@nikonikoweb.com)  
ホームページもどうぞ <http://www.nikonikoweb.com>  
Copyright (C) にこにこ All rights reserved

---

#### 購読解除方法

本誌配信に心当たりのない方は第三者によって無断で登録されたか、似たメールアドレスを、お持ちの方がタイプミスをしたということが考えられます。当方での購読解除の手続きは一切いたしません。配信方法によって、以下のサイトで解除手続きをお願いします。(まぐまぐ)